⑯　12欄の「イ」は、最上階から順に記入してください。記入欄が不足する場合には、別紙に必要な事項を記入し添えてください。

⑰　16欄は、最下階の居室の床が木造である場合に記入してください。

⑱　17欄は、「水洗」、「くみ取り」又は「くみ取り（改良）」のうち該当するものを記入してください。

⑲　ここに書き表せない事項で特に確認を受けようとする事項は、18欄又は別紙に記載して添えてください。

⑳　申請建築物が高床式住宅（豪雪地において積雪対策のため通常より床を高くした住宅をいう。）である場合には、床面積の算定において床下部分の面積を除くものとし、19欄に、高床式住宅である旨及び床下部分の面積を記入してください。

㉑　計画の変更申請の際は、19欄に第四面に係る部分の変更の概要について記入してください。

６．・７．　（略）

第七号様式（第二条、第二条の二、第三条関係）（Ａ４）

（略）

下記による確認申請書は、下記の理由により建築基準法第６条第１項（同法第６条の４第１項の規定により読み替えて適用される同法第６条第１項）の建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができないので、同条第７項（同法第87条第１項、第87条の４又は第88条第１項若しくは第２項において準用する場合を含む。）の規定により通知します。

（略）

第八号様式（第一条の三、第二条の二、第三条の三関係）（昇降機用）（Ａ４）

（略）

（第一面）

（略）

建築基準法第87条の４において準用する同法第６条第１項又は第６条の２第１項の規定による確認を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

（略）

第八号様式（第一条の三、第二条の二、第三条の三関係）（昇降機以外の建築設備用）（Ａ４）

（略）

（第一面）

（略）

建築基準法第87条の４において準用する同法第６条第１項又は第６条の２第１項の規定による確認を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

（略）

第九号様式（第二条の二、第三条の三関係）（昇降機用）（Ａ４）

（略）

建築基準法第87条の４において準用する同法第６条第１項又は第６条の２第１項の規定による計画の変更の確認を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

（略）

⑭　10欄の「イ」は、最上階から順に記入してください。記入欄が不足する場合には、別紙に必要な事項を記入し添えてください。

⑮　14欄は、最下階の居室の床が木造である場合に記入してください。

⑯　15欄は、「水洗」、「くみ取り」又は「くみ取り（改良）」のうち該当するものを記入してください。

⑰　ここに書き表せない事項で特に確認を受けようとする事項は、16欄又は別紙に記載して添えてください。

⑱　申請建築物が高床式住宅（豪雪地において積雪対策のため通常より床を高くした住宅をいう。）である場合には、床面積の算定において床下部分の面積を除くものとし、17欄に、高床式住宅である旨及び床下部分の面積を記入してください。

⑲　計画の変更申請の際は、17欄に第四面に係る部分の変更の概要について記入してください。

６．・７．　（略）

第七号様式（第二条、第二条の二、第三条関係）（Ａ４）

（略）

下記による確認申請書は、下記の理由により建築基準法第６条第１項（同法第６条の４第１項の規定により読み替えて適用される同法第６条第１項）の建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができないので、同条第７項（同法第87条第１項、第87条の２又は第88条第１項若しくは第２項において準用する場合を含む。）の規定により通知します。

（略）

第八号様式（第一条の三、第二条の二、第三条の三関係）（昇降機用）（Ａ４）

（略）

（第一面）

（略）

建築基準法第87条の２において準用する同法第６条第１項又は第６条の２第１項の規定による確認を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

（略）

第八号様式（第一条の三、第二条の二、第三条の三関係）（昇降機以外の建築設備用）（Ａ４）

（略）

（第一面）

（略）

建築基準法第87条の２において準用する同法第６条第１項又は第６条の２第１項の規定による確認を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

（略）

第九号様式（第二条の二、第三条の三関係）（昇降機用）（Ａ４）

（略）

建築基準法第87条の２において準用する同法第６条第１項又は第６条の２第１項の規定による計画の変更の確認を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

（略）